

農林中央金庫

2024年4月1日

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく公告

当金庫は、2013年11月から2014年10月までの間に最終異動日等のあった預金を2024年11月までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金に係る債権は消滅するところ、当該預金に係る預金者等であった者は、当金庫を通じて当該預金に係る元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求できます。

以 上